

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)
地域名 (地域内農業集落名)	本郷地域 (岡の迫、茅原、程原、洪人東、洪人西、神田、今市、仲田、中山、助光、下宇塚、上宇塚、波野原、波野中)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	66.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	53.4 ha
② 田の面積	61.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考) 平成29年1月に(農)本郷を設立。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本郷地域には、1つの農事組合法人が存在します。また、中山間地域等直接支払交付金に関連する集落協定が6組織あります。現在、当地域では農業者の高齢化が進行しており、約6割の農業者に後継者が決まっていないため、後継者不足が懸念されています。この状況を踏まえ、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手の確保・育成や集落営農組織の持続性の確保を図りつつ、地域全体で農地を守る仕組みづくりが重要な課題です。

このため、農地の集約化を進めるとともに、集落営農組織のオペレーターや地域農業の担い手となる農業者の育成を検討する必要があります。併せて、狭小の農地や耕作条件が著しく劣る農地については、保全管理を行う区域とすることを含め、その活用について検討を進めていきます。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域では、水稻およびWCS用稲の作付けを行っており、これらの反収向上を通じて地域の所得向上を図るとともに、地域の意向に合わせた新たな栽培品目の振興および検討を進めています。

営農組織においては、次世代の人材の掘り起こしと育成に力を入れています。また、後継者不在の農家については、第三者継承を含めた経営継承の推進に取り組んでいます。その他に地域単位での鳥獣対策を積極的に進めます。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、地域での話し合いをもとに、農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
他地域からの新たな担い手を受け入れ、後継者未定の農用地の経営継続を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	25	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
農地中間管理機構を活用することで、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、地域での話し合いを基に、農作業に支障がない範囲で農業を担う者による農地利用を促進します。また、現行の経営体の営農継続が困難になった場合には、他地域から新たな担い手を受け入れ、その都度地域計画の見直しおよび変更を行い、地域内の農地の集積・集約化を推進していきます。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸借については、地域のニーズを踏まえ、農地中間管理機構に貸付し、農地の集約化を推進していきます。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、必要があれば、農地耕作条件改善事業等の取組を検討します。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
自己管理が可能な農家については、できる限り農業を継続してもらいます。関係機関と連携し、農地の出し手と受け手のマッチングを行い、農地が効率的に利用されるようにします。また、地域外から新たな担い手となる経営体を積極的に受け入れ、営農が継続できるように農業経営の支援を行います。さらに、半農半Xや短期・短時間のバイトを志向する者の受け入れを支援します。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
(農)本郷による農作業受託、防除作業、育苗、乾燥調製。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①獣害の被害が拡大しないよう、獣害対策の集落点検マップを作成し、地域ぐるみの防止策の設置に取り組む。
③省略化や効率化が可能な防除ドローン、栽培管理システムの導入を推進する。
⑦中山間地域等直接支払交付金集落協定の該当農地においては、適切な農地の維持管理を行う。
⑧地域農業を維持していくため、育苗センター、ライスセンターの運営を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、WCS用稲	3.1 ha	ha	水稻、WCS用稲	3.1 ha	ha	1	
認農		水稻、WCS用稲	10.3 ha	ha	水稻、WCS用稲	10.3 ha	ha	2	
認農		水稻、野菜	3.1 ha	ha	水稻、野菜	3.1 ha	ha	3	
利用者		水稻、大豆	1.5 ha	ha	水稻、大豆	1.5 ha	ha	4	
利用者		水稻、野菜	0.5 ha	ha	水稻、野菜	0.5 ha	ha	5	
利用者		水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	6	
利用者		水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha	7	
利用者		水稻	3.9 ha	ha	水稻	3.9 ha	ha	8	
利用者		水稻	1.8 ha	ha	水稻	1.8 ha	ha	9	
利用者		水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	10	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		26.4 ha	0 ha		26.4 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		田植、収穫、肥料散布、農薬散布	水稻

6 目標地図(別添のとおり) ※地域計画の対象農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を基本とするが、作図の都合上、十分に表現できていない場合がある。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。